

【 第 3 2 回中標津町まちづくり町民会議報告 】

日時：平成23年7月14日（木）19：00～21：15

場所：中標津町役場 3階 301号会議室

出席者：20名（中標津町まちづくり町民会議委員12名、ファシリテーター1名（東田）
職員プロジェクト2名、事務局5名）

<会議次第>

- 1 開 会
- 2 開会挨拶
- 3 議 題
 - (1) 前回の振り返り
 - (2) 全体討議
 - 条文の確認について
 - ・ 解説書
 - 議会運営委員会との意見交換について
 - 湧別町自治基本条例策定委員との意見交換について
 - 公布イベント実行委員会について
 - 今後のスケジュールについて
 - (3) 今回の振り返りと次回の確認
- 4 閉会挨拶
- 5 閉 会

<配布資料>

- ・ 事務局提案内容 (P 5)
- ・ 委員提出意見 (P 6)
- ・ 解説書案 参考資料のページにて掲載
- ・ P T 試案及び町民会議素案対照表 参考資料のページにて掲載
- ・ 情報提供の手引き案 参考資料のページにて掲載
- ・ 町民参加の手引き案 参考資料のページにて掲載
- ・ 自治推進会議規則案 参考資料のページにて掲載
- ・ スケジュール (P 1 0)

[全体討議風景]

<会議結果報告>

- 1 開会
- 2 挨拶： 杉本会長



3 議題<進行：東田ファシリテーター>

(1) 前回の振り返り

東田ファシリテーターより報告書にて説明

(2) 全体討議

条文の確認について

・解説書

事務局より訂正内容を説明。

解説について、意見に基づき、検討、修正することとした。

([解説書案 \(別途掲載\)](#))

([試案及び町民会議素案対照表 \(別途掲載\)](#))

([情報提供の手引き案 \(別途掲載\)](#))

([町民参加の手引き案 \(別途掲載\)](#))

([自治推進会議規則案 \(別途掲載\)](#))

・『条例を必要とする背景』

音更町を参考に町民参加の広がりを主体に事務局で書き直す。

・構成図

町民、議会、行政が同じ大きさになるように修正する。

・第1条(目的)

「平成12年4月に地方分権一括法が施行され、それまでの中央集権的な自治ではなく、国と地方自治体の関係を対等協力のものとするため地方自治体の裁量を拡大し、個性豊かな自治を目指すこととなりました。」は削除し、町民参加の広がりの記述を加える。

・第2条(用語の定義)

条文：「行政 町長及び執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会)をいいます。」

に修正したい旨事務局より提案し、了承を得た。

解説：「町長(補助機関として、副町長以下、町長が指揮監督する職員を含む。)」に変更することを提案し、了承を得た。

「町内に住所は有しないが」に修正する。

「議会」、「行政」、「情報共有」、「町民参加」、「協働」をもう少し詳しく記述する。

・第3条(自治の基本理念)

主語、「町民、議会及び行政」を加える。

・第5条(情報共有)

「想定される」、「想定しています」ではない表現で記述する。

・第8条(町民参加の機会の保障)

参加できない例を記述するか、例えばとして、身近なものを1から3の例を挙げて、記述して欲しい。

解説：(1)については、(税・使用料・手数料等の金銭徴収に関する事項を除く)に修正したい旨提案し、了承を得た。

・第9条

「子ども議会等を想定しており」、子ども議会のほか、実施している内容を記述する。

・第10条(町民参加の方法)

審議会等は、常設のものを例を挙げて記述する。

・第28条(総合計画)

第6期中標津町総合発展計画の策定の事例を紹介する表現にする。

・全体

「ここでは」という表現は避け、適切な主語を入れる。

([事務局提案内容\(P5\)](#))

([委員提出意見\(P6\)](#))

議会運営委員会との意見交換について

ファシリテーターより進め方について説明

「第5章議会試案に対する町民会議の意見」に基づき、議会側から回答をいただき、その後意見交換とする。

湧別町自治基本条例策定委員との意見交換について

事務局より次のとおり内容を説明。

参加委員を次のとおり決定した。

視察日時：7月29日(金)9:00～1時間30分程度

視察人員：自治基本条例策定委員会委員15名、事務局合わせて20名程度

視察内容： 制定のきっかけ、過程について

制定の過程における課題やその解決策について

町民会議メンバーとの懇談について

視察意見交換参加委員：杉本会長、飯島副会長、本間委員、
佐々木優委員、岩野委員、今井委員

条例公布イベント実行委員会について

事務局より、町民会議ニュース編集の協力をお願いした。

東田ファシリテーターより、実行委員会会議は、ボランティアで集まり、開催日程も含めて、詳細を決めていくこととし、次のとおり委員を決定した。

公布イベント実行委員会委員 10名

町民会議：杉本会長、飯島副会長、中畑委員、本間委員、佐々木委員、
武田委員、佐藤委員

事務局：高橋課長、阿部係長、東田ファシリテーター

第1回実行委員会は、8月3日(水)18:00~場所はマルとし、懇親しながら、開催することとした。

今後のスケジュール

事務局より内容を説明。

([スケジュール\(P10\)](#))

その他

- ・町民向け逐条解説パンフレットや広報用DVDについて、委員から発言があった。マンガ風のイメージを作ってみたので、ふきだしに入るせりふを次回までに考えてきていただきたい。(委員よりイメージ図配布)

〔全体討議風景〕



(3) 今回の振り返りと次回の確認

東田ファシリテーターより説明

次回、7月28日(木)は、議会運営委員会との意見交換会とし、終了後、解説書について意見交換を行うこととした。

翌日、7月29日(金)の湧別町との意見交換として、6名が視察に参加することとし、東田ファシリテーターが意見交換の進行を行うこととなった。

次回の町民会議の日程は、下記のとおり予定しております。

第33回 平成23年 7月28日(木) 役場3階301号会議室

湧別町との意見交換の日程は、下記のとおり予定しております。

湧別町視察 平成23年 7月29日(金) 9時から 役場3階302号会議室

4 閉会挨拶：飯島副会長

5 閉 会

事務局より 第2条第3項中「及び補助機関」の削除について

条例の用語の定義で、再度お願いがあります。

行政の定義についてですが、以前、この条例に職員が何も書かれていない事について議論されました。

第2条第3項に記載の、(用語の定義)行政 町長及び執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び補助機関)をいいます。

この補助機関は職員の事ですが、改めて内容を検討した結果、職員 = 補助機関を「町長及び執行機関」と同列に並べることは出来ません。

以前、私からお話したとおり、職員がこの第2条以降頻繁に出てくる「行政」に含まれますと、職員は、町長・執行機関と同等の権限があり、義務を負わなくてはなりません。

職員は、職員が単独・独自に保有する権限や、職員が直接果たさなければならぬ義務はありません。

全て、町長と執行機関の補助員(補助機関)として職務としての責任・義務があるわけで、日本国憲法第15条に「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」とあるように、公務員は国民全体のために仕事を行い、その仕事自体が国全体のために行われています。

地方自治法第154条には「地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する」とあります。

さらに、地方公務員法第30条には「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」

皆さんが私達職員を町長や執行機関と責任や義務を同等に扱って頂けるのは嬉しいのですが、指揮監督している命令権者は「地方公共団体の長 = 町長」なので、このことを改めて理解して下さい。

職員の責務については第25条に4点記述しておりますので、全力を挙げて責務を遂行いたします。

自治基本条例解説書（案） 意見提出様式

平成 年 月 日提出

該当項目等 (ページ 行目)	案に対するご意見・記入欄
1 ページ～ 2 ページ	<p>全体的に、よいと思います。</p> <p>一点。最初の 2 ページが大切です。読んで先に進む気になってもらう必要があります。意味不明な文書では、そこで読むのをやめてしまいます。検討が必要だと思います。</p> <p>例えば、1 行目「社会基盤の整備が優先課題であった時代には、」で「行政によって」は不要？「行政によって」は、何にかかっていますか？</p> <p>1 行目 そのあと 「行政が主導的に」の「行政」は、町の行政？道？など、</p> <p>最初の見出し、「地方分権から」は、地方分権という基本方針によつての意なのか、地方分権から次のステップへという意味なのか、</p> <p>などなど、もっとすっきりさせる必要があると思います。</p>

参考様式 1

自治基本条例解説書（案）
意見提出様式

平成 年 月 日提出

該当項目等 (ページ 行目)	案に対するご意見・記入欄
17ページ一番下	吹き出しの中と前後の関係がわからない
19ページ5行目	活動に努める 「活動する」に書き換えては。

自治基本条例解説書（案） 意見提出様式

平成 年 月 日提出

該当項目等 (ページ 行目)	案に対するご意見・記入欄
1～2 ページ 条例を必要とする背景について	<p>この条例を必要とする理由の一番最初に「地方分権から地域の自主性及び自立性を高めるための改革への進展」と書かれ、「国の三位一体改革、財政事情、地方交付税削減により、行政サービスが低下している」と書かれています。</p> <p>確かにそうなのですが、出来れば 2 番目あげられている「町民参加の拡がり」と協働の実現」を先に書いてくれた方が、文書の中に入れていきやすいと思います。</p>
4 ページ	<p>全体構成で、前にも本間さんから提案のあったように、町民が中心に来る体系図とすべきです。</p>
6 ページ	<p>「平成 12 年 4 月に地方分権一括法・・・」と 1 ページ目と同じような言葉が書かれていますが、この解説部分では必要が無いと思います。</p>
7 ページ	<p>「町民・・・町内に住所を持たない」は表現方法として正しいのでしょうか？ 条例と同じく有しないと変えたほうが良いのでは？</p> <p>「議会とは選挙で選ばれた町議会議員による町の議決機関(意思決定機関)・・・」 条文と同じ文面を入れておいた方が良いのではないですか？</p> <p>「行政とは、町長及び執行機関とその補助機関を言います、具体的には町長とその職員及び専門的な立場の執行機関(教育委員会・・・)」 とした方が判りやすいのではないですか。</p> <p>「情報共有とは、議会と行政が・・・と条例を先に書きそのあとに、公開するだけでなく、お互いが内容、量ともに同じ情報を持つことをいいます。」とした方が判りやすいと思います。</p> <p>「町民参加とは、町民が暮らしやすい地域社会をつくるために、町民自らが主体的にかかわり、行動する事を言います。」</p> <p>「協働とは、町民、議会及び行政が共通の目的のため、お互いそれぞれの役割と責任において、相互の立場を尊重し、対等な関係で協力することをいいます。」</p>

該当項目等 (ページ 行目)	案に対するご意見・記入欄
8 ページ	<p>2 行目に「町民、議会及び行政は、中標津町民憲章・・・とする。」 (条文の頭の文字は入れておいたほうが判りやすい)</p>
9 ページ	<p>想定される制度の部分ですが (1) については、広報紙、ホームページ、まちづくり出前講座などの制度や内容の充実と広報紙の回数を増やす等の方法が考えられます。 (2) 議会の傍聴や町民が参加する会議の傍聴や<u>コミュニティFMでの議会放送等</u>が考えられます。 アンダーライン部は現在ある制度を、さらに高める例としてあげた。</p>
11 ページ	<p>(1) ~ (5) について、それぞれ具体的な例を挙げたほうが判りやすい、たとえばゴミ手数料の値上げ等。 文化会館や体育館の管理運営方法の決定 総合発展計画、都市マスタープラン</p>
11 ページ 第 9 条	<p>子供議会の他に、子供へのアンケート調査の実施、も参加の機会の保障にあたると思います。</p>
12 ページ	<p>(1) 審議会等・・・ 例として景観条例審議会、総合体育館建設検討委員会等のまちづくり町民会議がある。</p>
24 ページ	<p>総合計画・・・・・・・・ 具体的に中標津町総合発展計画・都市計画マスタープラン等の例を挙げたほうが良いと思います。 また、総合発展計画ではまちづくり町民会議、都市計画マスタープランでは町内会によるワークショップの方法で行われた。</p>
全体的なところで	<p>「ここでは」という始まりと「議会は」「主権者である」という書き出しで、始まる文面があります。 どちらかに統一したほうが読みやすいと思います。 出来れば、「ここでは」でないほうが解説書らしい 文章もあまり長くしないで、箇条書きのような感じが判りやすいと思います。</p>

